

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピラゾホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成26年1月10日付け厚生労働省発食安0110第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用されていないこと又は当該品目が国内において農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成26年1月20日府食第63号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年2月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年5月8日～6月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年8月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	<b>B</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロモホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成26年1月10日付け厚生労働省発食安0110第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用されていないこと又は当該品目が国内において農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成26年1月20日府食第63号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年2月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年5月8日～6月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年8月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	プロモホスエチル
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成26年1月10日付け厚生労働省発食安0110第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用されていないこと又は当該品目が国内において農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成26年1月20日府食第63号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年2月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年5月8日～6月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年8月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ホラムスルフロン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成26年1月10日付け厚生労働省発食安0110第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用されていないこと又は当該品目が国内において農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成26年1月20日府食第63号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年2月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年5月8日～6月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年8月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ホルモチオン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成26年1月10日付け厚生労働省発食安0110第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用されていないこと又は当該品目が国内において農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成26年1月20日府食第63号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年2月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年5月8日～6月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年8月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メカルバム
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤、ダニ駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成26年1月10日付け厚生労働省発食安0110第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用されていないこと又は当該品目が国内において農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成26年1月20日府食第63号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年2月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年5月8日～6月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年8月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	<b>B</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタクリホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成26年1月10日付け厚生労働省発食安0110第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用されていないこと又は当該品目が国内において農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成26年1月20日府食第63号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年2月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年5月8日～6月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年8月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	モノリニュロン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成26年1月10日付け厚生労働省発食安0110第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用されていないこと又は当該品目が国内において農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成26年1月20日府食第63号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年2月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年5月8日～6月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年8月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	フェンクロルホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成26年1月10日付け厚生労働省発食安0110第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用されていないこと又は当該品目が国内において農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成26年1月20日府食第63号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年2月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年5月8日～6月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年8月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アミノエトキシビニルグリシン
評価品目の分類	農薬
用途	植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	アミノエトキシビニルグリシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0002 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成26年1月20日府食第69号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	<p style="text-align: center;">(施策の概要)</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イマザピック（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年8月19日付け厚生労働省発食安0819第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イマザピックの一日摂取許容量（ADI）を0.27 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成26年1月20日府食第68号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	<b>D</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトベンザニド
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エトベンザニドの一日摂取許容量（ADI）を0.044 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成26年1月20日府食第70号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年6月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年8月25日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エポキシコナゾール
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年10月6日付け厚生労働省発食安1006第21号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エポキシコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0069 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成26年1月20日府食第71号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	クロチアニジン（第5版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年11月11日付け厚生労働省発食安1111第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロチアニジンの一日摂取許容量（ADI）を0.097 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成26年1月20日府食第64号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年4月7日、食品安全委員会に、急性影響について食品健康影響評価を依頼 平成26年9月30日現在、4月に諮問した評価結果通知がなされ次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	食品安全委員会にて評価中。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	テフルベンズロン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年1月19日付け厚生労働省発食安0119第10号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
dai	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	テフルベンズロンの一日摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成26年1月20日府食第76号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	トリシクラゾール
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成21年10月27日付け厚生労働省発食安1027第6号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリシクラゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.05 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成26年1月20日府食第72号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p><b>【リスク評価結果との関係】</b></p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	<b>D</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	ハロスルフロンメチル（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年11月11日付け厚生労働省発食安1111第5号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ハロスルフロンメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.1 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成26年1月20日府食第65号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年6月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年8月25日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	D					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	ピフルブミド
評価品目の分類	農薬
用途	殺ダニ剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年6月11日付け厚生労働省発食安0611第7号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピフルブミドの一日摂取許容量（ADI）を0.0073 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成26年1月20日府食第73号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年5月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年8月25日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（新規登録）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フィプロニル
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年2月8日付け厚生労働省発食安0208第12号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フィプロニルの一日摂取許容量（ADI）を0.00019 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成26年1月20日府食第77号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	<b>F</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロシミドン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年1月20日付け厚生労働省発食安0120第7号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>プロシミドンの一日摂取許容量（ADI）を0.035 mg/kg 体重/日と設定する。  &lt;評価書「食品健康影響評価」抄&gt;  暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。  （平成26年1月20日府食第74号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;"><b>【リスク評価結果との関係】</b></p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	D					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	プロパモカルブ（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年11月11日付け厚生労働省発食安1111第7号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロパモカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.29 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成26年1月20日府食第66号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年5月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年8月25日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	プロピザミド
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年3月19日付け厚生労働省発食安0319第3号、平成23年3月22日付け厚生労働省発食安0322第9号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロピザミドの一日摂取許容量（ADI）を0.019 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成26年1月20日府食第75号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年7月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、イントートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	<b>E</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタラキシル及びメフェノキサム（第3版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年11月11日付け厚生労働省発食安1111第8号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタラキシル及びメフェノキサムの一日摂取許容量（ADI）を0.022 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成26年1月20日府食第67号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年7月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	シアゾファミド（第9版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年11月11日付け厚生労働省発食安1111第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シアゾファミドの一日摂取許容量（ADI）を0.17 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成26年1月27日府食第96号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年7月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イマザピル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年8月19日付け厚生労働省発食安0819第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イマザピルの一日摂取許容量（ADI）を2.8 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成26年3月10日府食第203号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	<b>F</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	ホサロン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年1月20日付け厚生労働省発食安0120第8号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ホサロンの一日摂取許容量（ADI）を0.002 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成26年3月10日府食第204号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	エチプロール（第4版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年12月6日付け厚生労働省発食安1206第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エチプロールの一日内摂取許容量（ADI）を0.005 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成26年3月24日府食第245号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	カスガマイシン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年8月21日付け厚生労働省発食安0821第6号、平成25年8月19日付け厚生労働省発食安0819第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カスガマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.094 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成26年3月24日府食第246号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリミカーブ
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年3月1日付け厚生労働省発食安0301第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリミカーブの一日摂取許容量（ADI）を0.018 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成26年3月24日府食第247号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンチアバリカルブイソプロピル（第5版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年12月6日付け厚生労働省発食安1206第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ベンチアバリカルブイソプロピルの一日摂取許容量（ADI）を0.069 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成26年3月24日府食第243号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年9月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	メトコナゾール（第4版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年12月20日付け厚生労働省発食安1220第8号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メトコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.02 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成26年3月24日府食第244号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年7月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	D	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A: 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チフルザミド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第7号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	チフルザミドの一日摂取許容量（ADI）を0.014 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年10月1日府食第864号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成25年5月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月11日～10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年1月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年3月10日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>39.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>65.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>34.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>38.9</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	39.3	幼小児（1～6歳）	65.2	妊婦	34.4	高齢者（65歳以上）	38.9
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	39.3										
幼小児（1～6歳）	65.2										
妊婦	34.4										
高齢者（65歳以上）	38.9										
施策の実効性確保措置	平成26年3月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	○ (インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	

チフルザミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.5	0.5
その他の野菜	○ 1	
魚介類	○ 2	

○:平成26年3月10日施行

●:平成26年9月10日施行

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	ジフェノコナゾール										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年9月24日付け厚生労働省発食安0924第3号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ジフェノコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0096 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年10月15日府食第903号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成25年7月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月24日～12月2日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年4月24日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>28.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>55.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>29.4</td> </tr> </tbody> </table>		EDI/ADI (%)	国民平均	28.8	幼小児（1～6歳）	55.9	妊婦	22.6	高齢者（65歳以上）	29.4
	EDI/ADI (%)										
国民平均	28.8										
幼小児（1～6歳）	55.9										
妊婦	22.6										
高齢者（65歳以上）	29.4										
	とされている。										

施策の実効性確保措置	平成26年4月24日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

ジフェノコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.2	
小麦	○ 0.1	0.1
大麦	○ 0.1	0.1
ライ麦	○ 0.1	0.1
どうもろこし	○ 0.1	0.1
そば	○ 0.02	0.02
大豆	○ 0.05	0.05
らっかせい	○ 0.1	0.1

ジフェノコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	○ 0.1	0.1
てんさい	○ 0.5	0.5
かぶ類の葉	●	0.2
はくさい	●	0.2
キャベツ	○ 2	0.2
芽キャベツ	○ 2	0.2
ケール	●	0.2
こまつな	●	0.2
きょうな	●	0.2
カリフラワー	○ 2	0.2
ブロッコリー	○ 2	0.2
その他のあぶらな科野菜	○ 2	0.2
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 2	
たまねぎ	○ 0.2	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 6	
にんにく	○ 0.2	
アスパラガス	○ 0.03	0.02
にんじん	○ 0.2	0.2
パセリ	○ 10	
セロリ	○ 10	
その他のせり科野菜	○ 0.5	
トマト	○ 0.6	0.5
ピーマン	○ 2	
なす	○ 0.6	
きゅうり(ガーキンを含む。)	● 0.7	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.7	0.3
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	● 0.05	0.1
まくわうり	●	0.1
未成熟えんどう	○ 0.7	
未成熟いんげん	○ 0.7	
その他の野菜	○ 0.7	
レモン	○ 0.6	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.6	
グレープフルーツ	○ 0.6	
ライム	○ 0.6	
その他のかんきつ類果実	○ 0.6	
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 0.5	0.5
びわ	○ 0.5	0.5
もも	○ 1	1

## ジフェノコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ネクタリン	● 0.7	1
あんず(アブリコットを含む。)	● 1	5
すもも(ブルーンを含む。)	● 0.3	5
うめ	○ 3	1
おとう(チェリーを含む。)	● 3	5
いちご	● 2	5
ラズベリー	●	5
ブラックベリー	●	5
ブルーベリー	●	5
クランベリー	●	5
ハックルベリー	●	5
その他のベリー類果実	●	5
ぶどう	○ 4	0.5
かき	● 0.7	1
バナナ	○ 0.5	0.5
キウイ	●	0.1
パパイヤ	● 0.2	1
アボカド	● 0.5	1
パイナップル	●	1
グアバ	●	1
マンゴー	● 0.07	1
パッションフルーツ	● 0.05	1
なつめやし	●	5
その他の果実	● 2	5
ひまわりの種子	○ 0.02	
なたね	○ 0.05	0.02
その他のオイルシード	●	0.05
ぎんなん	○ 0.03	
くり	○ 0.03	
ペカン	○ 0.03	
アーモンド	○ 0.03	
くるみ	○ 0.03	
その他のナッツ類	○ 0.03	0.01
茶	○ 15	10
その他のスパイス	● 0.6	5
その他のハーブ	○ 35	0.2
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.2	0.05

## ジフェノコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
豚の肝臓	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.05
牛の腎臓	○ 0.2	0.05
豚の腎臓	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.05
牛の食用部分	○ 0.2	0.05
豚の食用部分	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.05
乳	● 0.005	0.01
鶏の筋肉	● 0.01	0.05
その他の家きんの筋肉	● 0.01	0.05
鶏の脂肪	● 0.01	0.05
その他の家きんの脂肪	● 0.01	0.05
鶏の肝臓	● 0.01	0.05
その他の家きんの肝臓	● 0.01	0.05
鶏の腎臓	● 0.01	0.05
その他の家きんの腎臓	● 0.01	0.05
鶏の食用部分	● 0.01	0.05
その他の家きんの食用部分	● 0.01	0.05
鶏の卵	● 0.01	0.05
その他の家きんの卵	● 0.01	0.05

○:平成26年4月24日施行

●:平成26年10月24日施行

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	D	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ビフェナゼート（第4版）										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成24年3月23日付け厚生労働省発食安0323第1号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ビフェナゼートの一日摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年10月15日府食第900号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成25年6月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議 平成25年9月11日～10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年1月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年3月10日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>22.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>56.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>22.9</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		EDI/ADI (%)	国民平均	22.4	幼小児（1～6歳）	56.1	妊婦	18.2	高齢者（65歳以上）	22.9
	EDI/ADI (%)										
国民平均	22.4										
幼小児（1～6歳）	56.1										
妊婦	18.2										
高齢者（65歳以上）	22.9										
施策の実効性確保措置	平成26年3月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										

その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

ピフェナゼート(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 0.3	
小豆類	○ 0.3	
そら豆	○ 0.3	
その他の豆類	○ 0.3	
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	0.05
トマト	○ 1	1

ピフェナゼート(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ピーマン	○ 2	2
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜	○ 3	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.8	0.75
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.7	0.7
しろうり	○ 0.8	0.75
すいか	○ 0.3	0.3
メロン類果実	○ 0.3	0.3
まくわうり	○ 0.8	0.75
その他のうり科野菜	○ 0.5	
オクラ	○ 2	2
未成熟えんどう	○ 7	
未成熟いんげん	○ 7	
えだまめ	○ 7	
その他の野菜	○ 7	
みかん	○ 0.2	0.2
なつみかんの果実全体	○ 0.7	0.7
レモン	○ 0.7	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.7	0.7
グレープフルーツ	○ 0.7	0.7
ライム	○ 0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	○ 0.7	0.7
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
マルメロ	○ 1	1
びわ	○ 1	1
もも	○ 2	2
ネクタリン	○ 2	2
あんず(アブリコットを含む。)	○ 3	3
すもも(ブルーンを含む。)	○ 2	1
うめ	○ 3	3
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 5	5
ラズベリー	○ 7	
ブラックベリー	○ 7	
その他のベリー類果実	○ 7	
ぶどう	○ 3	3
かき	○ 1	1
マンゴー	○ 0.2	0.2
その他の果実	○ 2	2
綿実	○ 1	1
ぎんなん	○ 0.2	

ピフェナゼート(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
くり	○ 0.2	0.2
ペカン	○ 0.2	0.2
アーモンド	○ 0.2	0.2
くるみ	○ 0.2	0.2
その他のナッツ類	○ 0.2	0.2
茶	○ 2	2
ホップ	○ 20	15
その他のスパイス	○ 10	10
その他のハーブ	○ 40	25
牛の筋肉	○ 0.01	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	● 0.05	0.1
豚の脂肪	● 0.05	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.05	0.1
牛の肝臓	○ 0.01	0.01
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	0.01
牛の腎臓	○ 0.01	0.01
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	0.01
牛の食用部分	○ 0.01	0.01
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	0.01
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家さんの筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家さんの脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家さんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家さんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家さんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家さんの卵	○ 0.01	0.01
干しぶどう	○ 10	2

○:平成26年3月10日施行

●:平成26年9月10日施行

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	D	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピラクロストロビン（第3版）											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺菌剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成24年1月19日付け厚生労働省発食安0119第4号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	ピラクロストロビンの一日摂取許容量（ADI）を0.034 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年10月15日府食第901号）											
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>												
施策の検討経過	平成25年5月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月11日～10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年1月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成26年3月10日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">28.9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">57.6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">20.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: center;">31.6</td> </tr> </tbody> </table>			EDI/ADI (%)	国民平均	28.9	幼小児（1～6歳）	57.6	妊婦	20.3	高齢者（65歳以上）	31.6
	EDI/ADI (%)											
国民平均	28.9											
幼小児（1～6歳）	57.6											
妊婦	20.3											
高齢者（65歳以上）	31.6											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成26年3月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大、インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

ピラクロストロピン(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.2	0.2
大麦	○ 1	0.5
ライ麦	○ 0.2	0.02
とうもろこし	○ 0.02	0.02
その他の穀類	○ 1	0.5
大豆	○ 0.2	0.05
小豆類	○ 0.5	0.5
えんどう	○ 0.3	0.3
そら豆	○ 0.3	0.3
らっかせい	○ 0.05	0.05
その他の豆類	○ 0.3	0.3
ばれいしょ	○ 0.02	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.04	0.04
かんしょ	○ 0.04	0.04
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.04	0.04
その他のいも類	○ 0.04	0.04
てんさい	○ 0.2	0.2
さとうきび	○ 0.1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.5	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 20	20
かぶ類の根	○ 0.4	0.4
かぶ類の葉	○ 16	16
西洋わさび	○ 0.4	0.4
クレソン	○ 29	29
はくさい	○ 3	3
キャベツ	○ 0.2	0.2
芽キャベツ	○ 0.3	0.3
ケール	○ 1	1
きょうな	○ 16	16
チンゲンサイ	○ 5	5
カリフラワー	○ 5	0.1
ブロッコリー	○ 5	0.1
その他のあぶらな科野菜	○ 16	16
ごぼう	○ 0.4	0.4
サルシフィー	○ 0.4	0.4
アーティチョーク	○ 2	
チコリ	○ 29	29
エンダイブ	○ 29	29
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 2	2
その他のきく科野菜	○ 29	29
たまねぎ	○ 2	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.7	0.7
にんにく	○ 0.2	0.05
その他のゆり科野菜	○ 2	0.9

ピラクロストロピン(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
にんじん	○ 0.5	0.5
パースニップ	○ 0.4	0.4
パセリ	○ 29	29
セロリ	○ 29	29
その他のせり科野菜	○ 29	29
トマト	○ 0.5	0.3
ピーマン	○ 1	0.5
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜	○ 3	1.4
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.5	0.5
しろりり	○ 0.5	0.5
すいか	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 0.2	0.2
まくわり	○ 0.5	0.5
その他のうり科野菜	○ 0.5	0.5
しょうが	○ 0.04	0.04
未成熟えんどう	○ 0.02	0.02
未成熟いんげん	○ 0.5	0.5
えだまめ	○ 0.5	0.5
その他の野菜	○ 16	16
みかん	○ 0.02	0.02
なつみかんの果実全体	○ 1	1
レモン	○ 2	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	1
グレープフルーツ	○ 2	1
ライム	○ 2	1
その他のかんきつ類果実	○ 2	1
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 2	1.5
西洋なし	○ 2	1.5
マルメロ	○ 2	1.5
びわ	○ 2	1.5
もも	○ 0.02	0.02
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アブリコットを含む。)	○ 2	2
すもも(ブルーンを含む。)	● 0.8	1
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 3	2
いちご	○ 2	0.5
ラズベリー	○ 3	2
ブラックベリー	○ 3	1.3
ブルーベリー	○ 4	1
ハックルベリー	○ 4	1.3

ピラクロストロビン(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のベリー類果実	○ 1	1.3
ぶどう	○ 3	3
かき	○ 0.7	0.7
バナナ	○ 0.02	0.02
パパイヤ	○ 0.2	0.05
マンゴー	○ 0.05	0.05
その他の果実	○ 0.02	
ひまわりの種子	○ 0.5	0.3
ごまの種子	○ 0.5	
べにばなの種子	○ 0.5	
綿実	○ 0.4	
なたね	○ 0.5	
その他のオイルシード	○ 0.5	
ぎんなん	○ 0.02	
くり	○ 0.04	0.04
ペカン	○ 0.02	0.02
アーモンド	○ 0.02	0.02
くるみ	○ 0.04	0.04
その他のナッツ類	○ 1	1
茶	○ 5	
コーヒー豆	○ 0.3	0.3
ホップ	○ 15	15
その他のスパイス	○ 29	29
その他のハーブ	○ 29	29
牛の筋肉	○ 0.5	0.5
豚の筋肉	○ 0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.5	0.5
牛の脂肪	○ 0.5	0.5
豚の脂肪	○ 0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.5	0.5
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.03	0.03
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05

ピラクロストロビン(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家きんの卵	○ 0.05	0.05
干しぶどう	○ 5	5

○:平成26年3月10日施行

●:平成26年9月10日施行

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルフェナセット
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年12月18日付け厚生労働省発食安第1218010号、平成22年5月26日付け厚生労働省発食安0526第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルフェナセットの一日摂取許容量（ADI）を0.011 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年10月15日府食第904号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年3月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年5月8日～6月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年8月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	D	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルベンジアミド（第4版）										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成24年1月19日付け厚生労働省発食安0119第5号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フルベンジアミドの一日摂取許容量（ADI）を0.017 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年10月15日府食第902号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成25年6月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月11日～10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年1月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年3月10日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>47.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>79.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>31.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>52.3</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		EDI/ADI (%)	国民平均	47.4	幼小児（1～6歳）	79.2	妊婦	31.7	高齢者（65歳以上）	52.3
	EDI/ADI (%)										
国民平均	47.4										
幼小児（1～6歳）	79.2										
妊婦	31.7										
高齢者（65歳以上）	52.3										
施策の実効性確保措置	平成26年3月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大、インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

フルベンジアミド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	○ 0.05	0.02
そば	○ 10	
大豆	○ 1	0.3
小豆類	○ 1	
えんどう	○ 1	
そら豆	○ 1	
その他の豆類	○ 1	
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 10	10
かぶ類の根	○ 0.3	
かぶ類の葉	○ 25	
西洋わさび	○ 0.3	
はくさい	○ 5	5
キャベツ	○ 4	3
芽キャベツ	○ 4	
ケール	○ 25	
こまつな	○ 25	
きょうな	○ 20	
チンゲンサイ	○ 5	
カリフラワー	○ 4	0.6
ブロッコリー	○ 5	5
その他のあぶらな科野菜	○ 25	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 15	15

フルベンジアミド(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3	3
アスパラガス	○ 1	1
にんじん	○ 0.3	
セロリ	○ 5	5
トマト	○ 2	1
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜	○ 5	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.7	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.2	0.2
すいか	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.05	0.02
その他のうり科野菜	○ 2	
オクラ	○ 2	
しょうが	○ 0.05	
未成熟えんどう	○ 2	
未成熟いんげん	○ 3	
えだまめ	○ 5	5
その他の野菜	○ 5	
みかん	○ 0.2	
なつみかんの果実全体	○ 3	
レモン	○ 3	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 3	
グレープフルーツ	○ 3	
ライム	○ 3	
その他のかんきつ類果実	○ 3	
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 0.8	
もも	○ 0.05	0.05
ネクタリン	○ 2	1
あんず(アブリコットを含む。)	○ 2	2
すもも(ブルーを含む。)	○ 2	2
うめ	○ 2	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 2	2
かき	○ 0.7	0.3
キウイ	○ 0.05	
その他の果実	○ 0.1	
綿実	○ 2	0.9
ぎんなん	○ 0.1	
くり	○ 0.1	0.06

フルベンジアミド(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ペカン	○ 0.1	0.06
アーモンド	○ 0.1	0.06
くるみ	○ 0.1	0.06
その他のナッツ類	○ 0.1	
茶	○ 50	40
その他のスパイス	○ 10	
その他のハーブ	○ 25	5
牛の筋肉	○ 1	
豚の筋肉	○ 1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 1	
牛の脂肪	○ 2	
豚の脂肪	○ 2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 2	
牛の肝臓	○ 1	
豚の肝臓	○ 1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 1	
牛の腎臓	○ 1	
豚の腎臓	○ 1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 1	
牛の食用部分	○ 1	
豚の食用部分	○ 1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 1	
乳	○ 0.1	
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 7	

○:平成26年3月10日施行

●:平成26年9月10日施行

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジカンバ										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第5号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ジカンバの一日摂取許容量（ADI）を0.3 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年10月29日府食第953号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年2月3日～3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年5月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年8月8日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>24.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>65.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>17.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>22.0</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI (%)	国民平均	24.8	幼小児（1～6歳）	65.2	妊婦	17.3	高齢者（65歳以上）	22.0
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	24.8										
幼小児（1～6歳）	65.2										
妊婦	17.3										
高齢者（65歳以上）	22.0										
施策の実効性確保措置	平成26年8月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準あり)
b. 新規登録、適用拡大等	○ (インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

ジカンバ(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
小麦	○ 2	0.5
大麦	○ 7	0.5
ライ麦	○ 0.1	0.1
とうもろこし	○ 0.5	0.5
そば	○ 0.05	0.05
その他の穀類	○ 4	3
大豆	○ 10	0.05
ぼれいしょ	○ 0.05	0.05
さとうきび	○ 1	0.1
アスパラガス	○ 5	3
えだまめ	●	10
綿実	○ 3	3
牛の筋肉	● 0.03	0.1
豚の筋肉	● 0.03	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.03	0.1
牛の脂肪	● 0.07	0.2
豚の脂肪	● 0.07	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.07	0.2
牛の肝臓	● 0.7	0.8
豚の肝臓	● 0.7	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.7	0.8
牛の腎臓	● 0.7	0.8
豚の腎臓	● 0.7	0.8

ジカンバ(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.7	0.8
牛の食用部分	○ 0.7	0.1
豚の食用部分	○ 0.7	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.7	0.1
乳	○ 0.2	0.2
鶏の筋肉	● 0.02	0.05
その他の家きんの筋肉	● 0.02	0.05
鶏の脂肪	● 0.04	0.05
その他の家きんの脂肪	● 0.04	0.05
鶏の肝臓	○ 0.07	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.07	0.05
鶏の腎臓	○ 0.07	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.07	0.05
鶏の食用部分	○ 0.07	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.07	0.05
鶏の卵	● 0.01	0.05
その他の家きんの卵	● 0.01	0.05

○:平成26年8月8日施行

●:平成27年2月8日施行

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジノテフラン（第4版）											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺虫剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成24年5月16日付け厚生労働省発食安0516第12号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	ジノテフランの一日摂取許容量（ADI）を0.22 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年10月29日府食第948号）											
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>												
施策の検討経過	平成25年3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年10月22日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>18.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>35.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>14.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>19.8</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	18.9	幼小児（1～6歳）	35.7	妊婦	14.9	高齢者（65歳以上）	19.8
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	18.9											
幼小児（1～6歳）	35.7											
妊婦	14.9											
高齢者（65歳以上）	19.8											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成25年10月22日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

ジノテフラン(殺虫剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 2	2
とうもろこし	○ 0.1	
大豆	○ 0.1	0.1
ばれいしょ	○ 0.2	0.2
かんしょ	○ 0.1	0.1
てんさい	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.5	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 10	10
かぶ類の根	○ 0.5	0.5
かぶ類の葉	○ 5	5
クレソン	○ 5	5
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	○ 1	1
ケール	○ 10	10
こまつな	○ 10	10
きょうな	○ 10	10
チンゲンサイ	○ 10	10
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	○ 2	2

ジノテフラン(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のあぶらな科野菜	○ 10	10
アーティチョーク	○ 5	5
チコリ	○ 5	5
エンダイブ	○ 5	5
しゅんぎく	○ 20	20
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 25	25
その他のさく科野菜	○ 5	5
ねぎ(リーキを含む。)	○ 15	15
にら	○ 10	10
アスパラガス	○ 0.5	0.5
その他のゆり科野菜	○ 0.7	0.7
にんじん	○ 1	1
パセリ	○ 5	5
セロリ	○ 5	5
みつば	○ 5	5
その他のせり科野菜	○ 5	5
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜	○ 15	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 2	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 2	2
しろり	○ 2	2
すいか	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 1	1
まくわり	○ 1	0.5
その他のうり科野菜	○ 10	10
ほうれんそう	○ 15	15
オクラ	○ 2	2
しょうが	○ 0.5	
未成熟えんどう	○ 5	5
未成熟いんげん	○ 2	
えだまめ	○ 2	2
その他の野菜	○ 25	25
みかん	○ 2	2
なつみかんの果実全体	○ 5	5
レモン	○ 10	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 10	10
グレープフルーツ	○ 10	10
ライム	○ 10	10
その他のかんきつ類果実	○ 10	10
りんご	○ 2	0.5
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1

ジノテフラン(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
びわ	○ 1	1
もも	○ 3	3
ネクタリン	○ 2	2
あんず(アブリコットを含む。)	○ 5	5
すもも(ブルーーンを含む。)	○ 0.7	0.7
うめ	○ 5	5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 10	10
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 15	15
かき	○ 2	2
キウイ	○ 0.5	0.5
マンゴー	○ 1	1
その他の果実	○ 0.7	0.7
綿実	○ 0.4	0.4
茶	○ 25	25
その他のスパイス	○ 10	10
その他のハーブ	○ 25	25
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
羊の筋肉		0.05
馬の筋肉		0.05
山羊の筋肉		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.05	
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
羊の脂肪		0.05
馬の脂肪		0.05
山羊の脂肪		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
羊の肝臓		0.05
馬の肝臓		0.05
山羊の肝臓		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
羊の腎臓		0.05
馬の腎臓		0.05
山羊の腎臓		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
羊の食用部分		0.05

ジノテフラン(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
馬の食用部分		0.05
山羊の食用部分		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	
乳	○ 0.05	0.05

○:平成25年10月22日施行

●:平成26年4月22日施行

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テブコナゾール（第3版）											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺菌剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成24年5月16日付け厚生労働省発食安0516第1号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	テブコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.029 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年10月29日府食第949号）											
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>												
施策の検討経過	平成25年7月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月24日～12月2日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成26年4月24日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>16.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>33.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>14.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>15.1</td> </tr> </tbody> </table> とされている。			EDI/ADI (%)	国民平均	16.5	幼小児（1～6歳）	33.0	妊婦	14.4	高齢者（65歳以上）	15.1
	EDI/ADI (%)											
国民平均	16.5											
幼小児（1～6歳）	33.0											
妊婦	14.4											
高齢者（65歳以上）	15.1											
施策の実効性確保措置	平成26年4月24日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大、インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

テブコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
小麦	○ 2	2
大麦	○ 3	3
ライ麦	○ 0.2	0.2
とうもろこし	○ 0.6	0.1
そば	○ 0.05	0.05
その他の穀類	○ 2	0.2
大豆	○ 0.3	0.1
小豆類	○ 0.5	
えんどう	○ 0.5	0.2
そら豆	○ 0.5	0.5
らっかせい	○ 0.2	0.1
その他の豆類	○ 0.5	0.2
ぼれいしょ	○ 0.1	0.1
てんさい	○ 0.1	0.1
さとうきび	○ 0.1	0.1

テブコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
キャベツ	○ 1	1
芽キャベツ	○ 0.5	0.5
カリフラワー	○ 0.05	
ブロッコリー	○ 0.3	0.3
アーティチョーク	○ 0.6	0.5
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 5	5
たまねぎ	○ 0.2	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.7	0.5
にんにく	○ 0.1	0.1
にら	○ 10	
アスパラガス	○ 0.05	0.05
わけぎ	○ 2	2
その他のゆり科野菜	○ 10	
にんじん	○ 0.6	0.6
セロリ	○ 0.3	0.3
トマト	○ 1	1
ピーマン	○ 1	0.5
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜	○ 5	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.2	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.2	0.02
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.1	0.1
しょうが	○ 0.2	
未成熟えんどう	○ 0.5	0.5
未成熟いんげん	○ 0.5	0.5
えだまめ	○ 0.5	0.5
その他の野菜	○ 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○ 5	5
レモン	○ 5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実	○ 5	5
りんご	○ 1	0.5
日本なし	○ 5	5
西洋なし	○ 5	5
マルメロ	○ 1	0.5
びわ	○ 0.5	0.5
もも	○ 1	1
ネクタリン	○ 5	5
あんず(アブリコットを含む。)	○ 2	2
すもも(ブルーンを含む。)	○ 3	2
うめ	○ 3	3

テブコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	5
その他のベリー類果実	○ 2	
ぶどう	○ 10	10
かき	○ 1	1
バナナ	○ 0.2	0.2
パパイヤ	○ 2	1
マンゴー	○ 0.1	
パッションフルーツ	○ 0.1	
その他の果実	○ 2	2
ひまわりの種子	○ 0.2	0.2
綿実	○ 2	1
なたね	● 0.3	0.5
きんなん	○ 0.05	
くり	○ 0.05	
ペカン	○ 0.05	
アーモンド	○ 0.05	
くるみ	○ 0.05	
その他のナッツ類	○ 0.05	
茶	○ 50	50
コーヒー豆	○ 0.2	0.2
ホップ	○ 40	30
その他のスパイス	○ 0.5	0.5
その他のハーブ	○ 2	2
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.2	0.05
豚の肝臓	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.05
牛の腎臓	○ 0.2	0.05
豚の腎臓	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.05
牛の食用部分	○ 0.2	0.05
豚の食用部分	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.05
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05

テブコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家きんの卵	○ 0.05	0.05
どうがらし(乾燥させたもの)	○ 10	5
干しぶどう	○ 12	12
コーヒー豆(焙煎したもの)	●	0.5

○:平成26年4月24日施行

●:平成26年10月24日施行

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロパルギット
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロパルギットの一日摂取許容量（ADI）を0.0098 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年10月29日府食第955号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年2月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年3月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議 平成26年5月8日～6月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年8月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

**【農薬】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	D				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

**リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート**

評価品目名	オキシテトラサイクリン
評価品目の分類	農薬
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年11月15日付け厚生労働省発食安1115第7号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン及びクロルテトラサイクリンのグループ一日摂取許容量（ADI）を0.03 mg/kg 体重/日と設定する。 （オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン及びクロルテトラサイクリンの単独又は和として） <評価書「食品健康影響評価」抄> オキシテトラサイクリンの農産物中における暴露評価対象物質をオキシテトラサイクリン（親化合物のみ）と設定した。 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年11月5日府食第969号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成26年5月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年8月25日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  <b>【リスク評価結果との関係】</b>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミシアホス（第2版）					
評価品目の分類	農薬					
用途	殺線虫剤					
評価要請機関	厚生労働省					
評価結果通知先	厚生労働省					
評価要請日等	平成24年7月18日付け厚生労働省発食安0718第2号					
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号					
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価					
評価目的の具体的内容	-					
評価結果の概要	イミシアホスの一日摂取許容量（ADI）を0.0005 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年11月12日府食第985号）					
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>						
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申					
リスク管理措置の実施に時間を要している理由						
施策の概要等	平成25年10月22日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）					
			EDI/ADI (%)			
	国民平均		13.3			
	幼小児（1～6歳）		24.3			
	妊婦		10.7			
	高齢者（65歳以上）		13.2			
	とされている。					
施策の実効性確保措置	平成25年10月22日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請					
その他特記事項						
a. ポジティブリスト関連						

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

イミシアホス(殺線虫剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	○ 0.1	0.1
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.02	
かんしょ	○ 0.01	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.03	0.03
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 1	0.03
ごぼう	○ 0.02	
にんじん	○ 0.03	0.03
トマト	○ 0.3	0.3
なす	○ 0.3	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.1	0.1
すいか	○ 0.02	0.02
メロン類果実	○ 0.05	0.05
オクラ	○ 0.03	
いちご	○ 0.2	0.2

○:平成25年10月22日施行

●:平成26年4月22日施行

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロラントラニプロール（第3版）											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺虫剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成24年7月18日付け厚生労働省発食安0718第3号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	クロラントラニプロールの一日摂取許容量（ADI）を0.26 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年11月12日府食第986号）											
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>												
施策の検討経過	平成25年3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年10月22日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>18.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>31.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>14.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>20.0</td> </tr> </tbody> </table> とされている。			TMDI/ADI (%)	国民平均	18.2	幼小児（1～6歳）	31.6	妊婦	14.3	高齢者（65歳以上）	20.0
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	18.2											
幼小児（1～6歳）	31.6											
妊婦	14.3											
高齢者（65歳以上）	20.0											
施策の実効性確保措置	平成25年10月22日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大、インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

クロラントラニプロール(殺虫剤)

食品名	残留基準値** (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
小麦	○ 0.02	0.02
大麦	○ 0.02	0.02
ライ麦	○ 0.02	0.02
とうもろこし	○ 0.6	0.6
そば	○ 0.02	0.02
その他の穀類	○ 0.02	0.02

クロラントラニプロール(つづき)

食品名	残留基準値** (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
大豆	○ 0.2	0.2
小豆類	○ 2	2
えんどう	○ 2	2
そら豆	○ 2	2
らっかせい	○ 2	2
その他の豆類	○ 2	2
ばれいしょ	○ 0.02	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.02
かんしょ	○ 0.05	0.02
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	0.02
こんにやくいも	○ 0.02	0.02
その他のいも類	○ 0.02	0.02
てんさい	○ 0.02	0.02
さとうきび	○ 14	14
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 20	20
かぶ類の根	○ 0.2	0.2
かぶ類の葉	○ 20	20
西洋わさび	○ 0.02	0.02
クレソン	○ 20	20
はくさい	○ 20	20
キャベツ	○ 4	4
芽キャベツ	○ 4	4
ケール	○ 20	20
こまつな	○ 20	20
きょうな	○ 20	20
チンゲンサイ	○ 11	11
カリフラワー	○ 4	4
ブロッコリー	○ 4	4
その他のあぶらな科野菜	○ 20	20
ごぼう	○ 0.02	0.02
サルシフィー	○ 0.02	0.02
アーティチョーク	○ 4	4
チコリ	○ 20	20
エンダイブ	○ 20	20
しゅんぎく	○ 20	20
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 20	20
その他のきく科野菜	○ 20	20
ねぎ(リーキを含む。)	○ 2	2
アスパラガス	○ 13	13
にんじん	○ 0.02	0.02
パースニップ	○ 0.02	0.02
パセリ	○ 13	13
セロリ	○ 13	13

クロラントラニプロール(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のせり科野菜	○ 13	13
トマト	○ 0.7	0.7
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.7	0.7
その他のなす科野菜	○ 20	20
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.3	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.3	0.3
しろうり	○ 0.3	0.3
ずいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.1	0.1
まくわうり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜	○ 20	20
ほうれんそう	○ 20	20
オクラ	○ 0.6	0.6
未成熟えんどう	○ 0.7	
未成熟いんげん	○ 0.5	
えだまめ	○ 1	1
マッシュルーム	○ 0.6	0.6
しいたけ	○ 0.6	0.6
その他のきのこ類	○ 0.6	0.6
その他の野菜	○ 20	20
みかん	○ 0.1	
なつみかんの果実全体	○ 1	1
レモン	○ 1	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 1	1
グレープフルーツ	○ 1	1
ライム	○ 1	1
その他のかんきつ類果実	○ 1	1
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 1	1
びわ	○ 0.3	0.3
もも	○ 0.4	0.4
ネクタリン	○ 4	4
あんず(アブリコットを含む。)	○ 4	4
すもも(ブルーンを含む。)	○ 4	4
うめ	○ 1	1
おうとう(チェリーを含む。)	○ 1	1
いちご	○ 1	1
ラズベリー	○ 2	
ブラックベリー	○ 2	
ブルーベリー	○ 3	
クランベリー	○ 3	

クロラントラニプロール(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ハuckleベリー	○ 3	
その他のベリー類果実	○ 3	3
ぶどう	○ 2	2
かき	○ 4	4
バナナ	○ 4	4
パイナップル	○ 2	2
アボカド	○ 4	4
パイナップル	○ 2	2
グアバ	○ 4	4
マンゴー	○ 4	4
パッションフルーツ	○ 2	2
その他の果実	○ 4	4
ひまわりの種子	○ 2	
ごまの種子	○ 0.3	0.3
べにばなの種子	○ 2	
綿実	○ 0.3	0.3
なたね	○ 2	0.3
その他のオイルシード	○ 0.3	0.3
ぎんなん	○ 0.02	
くり	○ 0.04	0.04
ペカン	○ 0.04	0.04
アーモンド	○ 0.04	0.04
くるみ	○ 0.04	0.04
その他のナッツ類	○ 0.04	0.04
茶	○ 50	50
コーヒー豆	○ 0.4	0.4
カカオ豆(外皮を含まない。)	○ 0.08	0.08
ホップ	○ 90	90
その他のスパイス	○ 14	14
その他のハーブ	○ 25	25
牛の筋肉	○ 0.2	0.05
豚の筋肉	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.2	0.05
牛の脂肪	○ 0.3	0.3
豚の脂肪	○ 0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.3	0.3
牛の肝臓	○ 0.3	0.3
豚の肝臓	○ 0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.3	0.3
牛の腎臓	○ 0.2	0.2
豚の腎臓	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.2
牛の食用部分	○ 0.2	0.2
豚の食用部分	○ 0.2	0.2

クロラントラニプロール(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.2
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の家きんの筋肉	○ 0.02	0.02
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	0.02
鶏の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	0.02
鶏の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	0.02
鶏の卵	○ 0.2	0.2
その他の家きんの卵	○ 0.2	0.2
魚介類	○ 0.05	0.05
どうがらし(乾燥させたもの)	○ 5	5

○:平成25年10月22日施行

●:平成26年4月22日施行

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年3月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ビフェントリン（第4版）											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺虫剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成24年7月18日付け厚生労働省発食安0718第5号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	ビフェントリンの一日摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年11月12日府食第988号）											
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>												
施策の検討経過	平成25年7月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月24日～12月2日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成26年4月24日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">26.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">54.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">20.7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: center;">26.9</td> </tr> </tbody> </table>			EDI/ADI (%)	国民平均	26.3	幼小児（1～6歳）	54.3	妊婦	20.7	高齢者（65歳以上）	26.9
	EDI/ADI (%)											
国民平均	26.3											
幼小児（1～6歳）	54.3											
妊婦	20.7											
高齢者（65歳以上）	26.9											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成26年4月24日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大、インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

ピフェントリン(殺虫剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.5	0.5
大麦	○ 0.05	0.05
ライ麦	○ 0.05	0.05
とうもろこし	○ 0.05	0.05
そば	○ 0.05	0.05
その他の穀類	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.3	0.1
小豆類	○ 0.3	0.1
えんどう	○ 0.3	0.05
そら豆	○ 0.3	0.05
らっかせい	○ 0.1	0.1
その他の豆類	○ 0.3	0.2
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	0.05
その他のいも類	○ 0.05	0.05
てんさい	○ 0.2	0.2
さとうきび	○ 0.01	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 4	1
かぶ類の根	○ 0.05	
かぶ類の葉	○ 4	4
西洋わさび	○ 0.05	
クレソン	○ 2	2
はくさい	○ 0.5	0.5
キャベツ	○ 2	2

ピフェントリン(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
芽キャベツ	○ 2	2
ケール	○ 4	4
こまつな	○ 4	4
きょうな	○ 4	4
チンゲンサイ	○ 4	4
カリフラワー	○ 0.4	0.05
ブロッコリー	○ 0.4	0.1
その他のあぶらな科野菜	○ 4	4
ごぼう	○ 0.05	
サルシフィー	○ 0.05	
アーティチョーク	○ 0.2	0.2
エンダイブ	○ 2	2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 3	3
その他のきく科野菜	○ 0.05	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.5	0.5
にら	○ 0.05	0.05
アスパラガス	○ 0.05	0.05
にんじん	○ 0.05	
パースニップ	○ 0.05	
パセリ	○ 3	3
その他のせり科野菜	○ 0.05	
トマト	○ 0.5	0.5
ピーマン	○ 0.5	0.5
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜	○ 0.5	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.4	0.4
しろうり	○ 0.4	0.4
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.2	0.2
まくわうり	○ 0.4	0.4
その他のうり科野菜	○ 0.4	0.4
ほうれんそう	○ 0.2	0.2
しょうが	○ 0.05	0.05
未成熟えんどう	○ 0.6	0.6
未成熟いんげん	○ 0.6	0.6
えだまめ	○ 0.6	0.6
その他の野菜	○ 2	2
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2

ピフェントリン(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他のかんきつ類果実	○ 2	2
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	○ 0.1	0.1
びわ	○ 0.1	0.1
もも	○ 0.03	0.03
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アブリコットを含む。)	○ 1	1
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.5	0.5
うめ	○ 1	1
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 2	2
ラズベリー	○ 1	1
ブラックベリー	○ 1	1
ブルーベリー	○ 2	2
その他のベリー類果実	○ 1	1
ぶどう	○ 2	2
かき	○ 0.5	0.5
バナナ	○ 0.1	0.1
キウイ	○ 0.05	0.05
パパイア	○ 0.5	0.5
マンゴー	○ 0.3	0.3
その他の果実	○ 0.3	0.3
ひまわりの種子	○ 0.1	0.1
ごまの種子	○ 0.1	0.1
ペにばなの種子	○ 0.1	0.1
綿実	○ 0.5	0.5
なたね	○ 0.1	0.1
その他のオイルシード	○ 0.1	0.1
ぎんなん	○ 0.05	0.05
くり	○ 0.05	0.05
ペカン	○ 0.05	0.05
アーモンド	○ 0.05	0.05
くるみ	○ 0.05	0.05
その他のナッツ類	○ 0.05	0.05
茶	○ 30	25
カカオ豆(外皮を含まない。)	○ 0.1	0.1
ホップ	○ 20	10
その他のスパイス	○ 10	10
その他のハーブ	○ 4	4
牛の筋肉	○ 0.5	0.5
豚の筋肉	○ 0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.5	0.5

ピフェントリン(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の脂肪	○ 3	0.5
豚の脂肪	○ 3	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 3	2
牛の肝臓	○ 0.2	0.05
豚の肝臓	○ 0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.5	0.5
牛の腎臓	○ 0.2	0.05
豚の腎臓	○ 0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.5	0.5
牛の食用部分	○ 0.5	0.5
豚の食用部分	○ 0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.5	0.5
乳	○ 0.2	0.05
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家さんの筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家さんの脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家さんの肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家さんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家さんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家さんの卵	○ 0.01	0.01
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 5	
なたね油(食用植物油の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)	○ 0.1	
小麦粉(全粒粉に限る。)	○ 0.5	0.5
小麦粉(全粒粉を除く。)	○ 0.2	0.2
小麦ふすま	○ 2	2
小麦はい芽	○ 1	

○:平成26年4月24日施行

●:平成26年10月24日施行

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	D	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリダリル（第6版）											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺虫剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成24年7月18日付け厚生労働省発食安0718第6号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	ピリダリルの一日摂取許容量（ADI）を0.028 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年11月12日府食第989号）											
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>												
施策の検討経過	平成25年6月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月11日～10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年1月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成26年3月10日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">42.9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">71.8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">32.4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: center;">42.7</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	42.9	幼小児（1～6歳）	71.8	妊婦	32.4	高齢者（65歳以上）	42.7
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	42.9											
幼小児（1～6歳）	71.8											
妊婦	32.4											
高齢者（65歳以上）	42.7											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成26年3月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

ピリダリル(殺虫剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
とうもろこし	○ 0.05	
大豆	○ 0.2	0.2
ぼれいしょ	○ 0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 5	5
かぶ類の根	○ 0.5	
かぶ類の葉	○ 15	
はくさい	○ 1	1
キャベツ	○ 0.2	0.2
ケール	○ 15	
こまつな	○ 15	
きょうな	○ 25	
チンゲンサイ	○ 15	15
カリフラワー	○ 0.3	
ブロッコリー	○ 2	2
その他のあぶらな科野菜	○ 15	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 20	20
その他のさく科野菜	○ 5	5
たまねぎ	○ 0.05	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 5	5
アスパラガス	○ 3	3
にんじん	○ 0.3	
トマト	○ 5	5
ピーマン	○ 2	2
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜	○ 5	5

ピリダリル(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 0.05	0.05
オクラ	○ 3	
未成熟えんどう	○ 5	5
未成熟いんげん	○ 3	3
えだまめ	○ 5	5
その他の野菜	○ 5	5
いちご	○ 5	5
その他のハーブ	○ 30	30
魚介類	○ 0.2	0.2

○:平成26年3月10日施行

●:平成26年9月10日施行

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソピラザム										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成23年10月6日付け厚生労働省発食安1006第14号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	イソピラザムの一日摂取許容量（ADI）を0.055 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年11月26日府食第1023号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成25年3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に審議 平成25年7月8日～7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年10月22日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	1.1	幼小児（1～6歳）	2.3	妊婦	1.0	高齢者（65歳以上）	0.8
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	1.1										
幼小児（1～6歳）	2.3										
妊婦	1.0										
高齢者（65歳以上）	0.8										
施策の実効性確保措置	平成25年10月22日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	○ (インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

イソピラザム(殺菌剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小麦	○ 0.2	
大麦	○ 0.6	
ライ麦	○ 0.2	
その他の穀類	○ 0.2	
バナナ	○ 0.06	
牛の筋肉	○ 0.01	
豚の筋肉	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.01	
豚の脂肪	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	
牛の肝臓	○ 0.02	
豚の肝臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	
牛の腎臓	○ 0.02	
豚の腎臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分	○ 0.02	
豚の食用部分	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	
乳	○ 0.01	
鶏の筋肉	○ 0.01	
その他の家さんの筋肉	○ 0.01	

イソピラザム(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
鶏の脂肪	○ 0.01	
その他の家さんの脂肪	○ 0.01	
鶏の肝臓	○ 0.01	
その他の家さんの肝臓	○ 0.01	
鶏の腎臓	○ 0.01	
その他の家さんの腎臓	○ 0.01	
鶏の食用部分	○ 0.01	
その他の家さんの食用部分	○ 0.01	
鶏の卵	○ 0.01	
その他の家さんの卵	○ 0.01	

○:平成25年10月22日施行

●:平成26年4月22日施行

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリオフェノン											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺菌剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成23年11月15日付け厚生労働省発食安1115第5号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	ピリオフェノンの一日摂取許容量（ADI）を0.091 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年11月26日府食第1024号）											
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>												
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～平成25年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年10月22日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">2.8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">6.4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">2.7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: center;">2.1</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	2.8	幼小児（1～6歳）	6.4	妊婦	2.7	高齢者（65歳以上）	2.1
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	2.8											
幼小児（1～6歳）	6.4											
妊婦	2.7											
高齢者（65歳以上）	2.1											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成25年10月22日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (新規登録)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

ピリオフェノン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	○ 1	
なす	○ 1	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	
いちご	○ 2	

○:平成25年10月22日施行

●:平成26年4月22日施行

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	D	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソプロチオラン（第3版）											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺菌剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成24年5月16日付け厚生労働省発食安0516第11号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	イソプロチオランの一日摂取許容量（ADI）を0.1 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年12月10日府食第1047号）											
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>												
施策の検討経過	平成25年5月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月11日～10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成26年4月24日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">40.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">70.4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">30.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: center;">40.2</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	40.1	幼小児（1～6歳）	70.4	妊婦	30.3	高齢者（65歳以上）	40.2
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	40.1											
幼小児（1～6歳）	70.4											
妊婦	30.3											
高齢者（65歳以上）	40.2											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成26年4月24日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

イソプロチオラン(殺菌剤/牛の肝疾患用剤)

食品名	残留基準値 <sup>※</sup>	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 10	10
りんご	○ 0.05	0.05
日本なし	○ 0.05	0.05
西洋なし	○ 0.05	0.05
びわ	○ 0.02	0.02
もも	○ 0.02	0.02
うめ	○ 0.03	0.03
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.05	
ぶどう	○ 0.02	0.02
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.02	0.02
牛の食用部分	○ 0.02	0.02
乳	○ 0.02	0.02
魚介類	○ 3	3

○:平成26年4月24日施行

●:平成26年10月24日施行